

子どものしあわせのために ～福祉制度をご存じですか？～

■児童扶養手当

平成22年8月1日から、父子家庭も対象になります。

父母の離婚などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいがあり子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成22年8月分～平成23年7月分】

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）※
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※一部支給の手当額は、受給者の所得額等により異なりますので、お問い合わせください。

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成22年8月分～平成23年7月分】

障がいの状態	月額（1人について）
1級（重度）	50,750円
2級（中度）	33,800円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方（支給停止の方も含む）は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を助成します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの子どもとその母（父）又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

① 医療機関等ごと1人につき 通院 1,000円/月

② 医療機関等ごと1人につき 入院 1,200円/日

※薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

小学校1年生から中学校修了前までの子どもの入院分の診療一部負担金は、「こども医療費」として支給します。

■母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。

これらの福祉制度には所得制限があり、支給・お貸しできない場合があります。

松伏町社会を明るくする町民の集いを開催します

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、非行や犯罪のない明るいまちづくりを推進することを目的として開催されます。皆さん、ぜひお越しください。

■日時／7月17日（土）午後1時30分～

■場所／田園ホール・エローラ

■内容／①表彰…善行賞・標語及び作文の優秀作品

②発表…作文の優秀作品

③アトラクション…県立松伏高等学校合唱部

■主催／松伏町青少年健全育成協議会

